

## 20歳になったら 国民年金に加入しましょう

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。

国民年金は老後や万が一の事態に備え、みんなで前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

新成人の皆さん、20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

※加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。

### ■加入手続き方法

住民登録をしている市区町村の年金担当窓口で加入の手続きを行ってください。

※厚生年金などに加入中の方は、加入手続きの必要はありません。

### ■保険料（平成23年度）

月額1万5020円

※月額400円を加算して、将来受け取る年金額を増やす付加年金制度もあります。

### ■保険料の割引（前納制度）

保険料をまとめて前払いすることで、保険料の割引が受けられる「前納割引制度」や

「早割制度」があります。前納割引制度を利用するための口座振替の申請は2月末日までに行ってください。

### ■保険料が払えない場合は？

所得が少なく保険料が納められない場合や学生の場合、保険料の納付を猶予する「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」があります。

猶予期間は最長10年ありますが、3年目からは一定の額が加算された保険料を納めていただくこととなります。

### ■問合せ

○新居浜年金事務所  
TEL0897-35-1362

○市庁舎本館市民生活課  
年金係  
TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課  
市民保険係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

事業所の皆さまへ  
平成24年経済センサスー活動調査を実施します

平成24年2月1日現在で、全国すべての事業所・企業を対象に実施します。

この調査は、我が国における産業構造を包括的に明らかに

にすることを目的とする国の重要な調査で、統計法に基づいて実施する報告義務のある調査（基幹統計調査）です。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。

### ■調査方法

○支社等のない事業所等には、調査員が直接、調査票を配布し、回収に伺います。

○支社等を有する企業等には、国が民間事業者を通じて本社等に調査票を郵送しますので、インターネットまたは郵送で回答してください。

○調査票は、1月31日（火）までに届けますので、2月1日以降に提出してください。

### ■実施主体

総務省、経済産業省、愛媛県、西条市

### ■問合せ

○市庁舎本館総務課 統計係  
TEL0897-52-1390

○経済センサスー活動調査のホームページ  
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.htm>



## 石油ストーブなど暖房器具による 火災にご注意！

寒さが厳しいこの季節は石油ストーブなどによる火災が多く発生します。石油ストーブなどからの火災を防ぐために器具の正しい取り扱い方法などを再認識しておきましょう。



### 【暖房器具による火災を防ぐポイント】

- ★必ず火を消す！ 注油をするときは、こぼれる場合もあり危険ですので必ず火を消し、火が消えたのを確認してから注油を行いましょ。
- ★周りにものを置かない！ カーテンや衣類、布団などの近くで使わないようにしましょう。スプレー缶などは、ストーブの近くに放置すると爆発するおそれがあります。
- ★乾燥機ではない！ ストーブの上で洗濯物を干すと衣類などが落下して火災の原因となるので注意しましょう。
- ★人のいる場所で使う！ 寝ているときは誰もいないのと同じです。就寝時や外出時は必ず火を消しましょう。

## ご存じですか？ 野焼きは法律で禁止されています

家庭ごみや剪定枝などを野外で燃やす「野焼き」は、法律で禁止されています。（宗教行事や農業関係など一部の例外はあります）

また焼却炉の構造には、法律で定められた基準があり、基準を満たしていない焼却炉やドラム缶などでの焼却は、法律違反となります。

野焼きは、ダイオキシンなど有害物質の発生、煙や灰、悪臭など、ご近所の迷惑にもなります。皆さんが快適に生活できるよう、ご協力をお願いします。

### 問合せ

- 市庁舎別館環境衛生課  
水・環境保全係  
TEL0897-52-1382
- 各総合支所市民福祉課  
生活環境係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

